

女性に対する暴力に関する専門調査会
配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ
(第9回)
議事要旨

(開催要領)

- 1 日 時 令和4年1月14日(金) 13:00～14:15
- 2 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室
(Web会議システムを利用)
- 3 出席者
座 長 小西 聖子 武蔵野大学副学長・人間科学部教授
構成員 戒能 民江 お茶の水女子大学名誉教授
同 可児 康則 弁護士・名古屋第一法律事務所
同 柑本 美和 東海大学法学部教授
同 小島 妙子 弁護士・小島妙子法律事務所
同 後藤 弘子 千葉大学大学院社会科学研究院教授
同 手嶋 昭子 京都女子大学法学部教授
同 橋爪 隆 東京大学大学院法学政治学研究科教授
同 深見 敏正 元東京高等裁判所判事

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
DV対策に関する令和4年度政府予算案等について
関係者ヒアリング
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料1 DV対策に関する令和4年度政府予算案について
資料2 「長崎県における野田聖子大臣の車座対話」の報告
資料3 全国自治体への説明会の結果報告
資料4 「DV防止法改正にあたっての提案～子どもと離れて暮らす親の視点から～」
(親子の面会交流を実現する全国ネットワーク提出資料)

- 参考資料1 「DV対策の今後の在り方」(令和3年3月 女性に対する暴力に関する専門調査会)
参考資料2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(議事概要)

○小西座長 ただいまから、第9回「女性に対する暴力に関する専門調査会 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」を開催いたします。

今日は都合で私もオンラインになっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の議事ですが、内閣府よりDV対策に関する令和4年度の政府予算案等について説明をしていただき、その後、親子の面会交流を実現する全国ネットワークから御発表いただきたいと思っております。

まず、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 配付資料ですが、議事次第に記載のとおりでございます。

資料1、予算案に関する資料です。

資料2、野田大臣が行いました車座対話の報告の資料です。

資料3、全国自治体への説明会の結果の資料になっています。

資料4、親子ネットからの「DV防止法改正にあたっての提案」という資料になっています。

参考資料として、参考資料1、参考資料2は毎回配付しているものですが、参考資料3として、12月に開催いたしました女性に対する暴力に関する専門調査会の議事録を配付しております。

不足等がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

まず、内閣府からDV対策に関する令和4年度政府予算案について説明をお願いいたします。

○林局長 では、資料1をご覧ください。

1ページ目をお開けください。令和4年度の予算案を政府として昨年末に閣議決定をいたしましたので、こちらを御紹介申し上げたいと思います。

特徴は、男女共同参画に関しては2つございます。一つは、予算額を大幅に増額して50%増としたこととあります。政府全体の予算は高齢化の進行により社会保障関係費が増えておりまして、その中で一般的な政策経費は大変絞られている厳しい中ではございますが、今回50%増にしたという点。もう一点は、性暴力・性犯罪の被害者のためのワンストップ支援センター、そして、DVの民間シェルターの予算、これまで補正予算などでつなぎつなぎだったものを本予算にきちんと積んで恒久化したということ、これが2つ目とあります。1つ目は予算を大幅増、そして、2つ目は様々な今まで補正でやってきたものを恒久化したということとございます。

具体的には、本予算全体としては15億円ということで、別途、令和3年度の補正予算12億ございますので、これと併せてしっかり執行をしていくということで、今年度の執行水準を超える水準になります。

また、ワンストップ支援センター、民間シェルターの予算の恒久化によりまして、この予算の恒久化、関係の方々からは強く要望がこれまであったものでございますけれども、今回恒久化することによって安定的な運営をしていただくことが可能になったということとございます。また、相談員の方々の処遇改善につきましても、約8%の賃上げを実現することができるようになります。

そして、次のページでございます。男女間暴力対策関係の予算といたしましては、こちらにございま

すように8.8億円の予算となっております。前年度から比べると約1.6倍になります。

うち、DV関係の予算につきましては、まず、先ほど申しました民間シェルターの支援のための交付金でございます。こちらは御要望が強く、これまでも法律に支援と書いてあるのにきちんと支援できていないのではないかといたした御指摘もいただいておりますけれども、今回本予算にきちんと組み込むことによって恒久化し、しかも額も増額をして、しっかり民間シェルターの方々が支援できるような、そういう体制にしたということが一つでございます。

それから、こちらのワーキングでも累次にわたって御指摘のあった加害者対応プログラムでございますが、この試行実施、そして、ガイドラインを策定するための経費につきましても予算を措置しております。

また、相談員の方々に対する研修経費、児童虐待との連携などもございます。こうしたことも含めた研修の経費を計上しております。

また、全国共通短縮番号の運営経費についても計上しているところでございます。

これとは別途、補正予算でDV相談プラスの経費も計上しているところでございます。

この予算、来週から通常国会が始まりますが、この通常国会で御審議をいただき、成立の折には来年4月から執行をさせていただくということになっております。

私からは以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

本当にいろいろな予算が厳しい中でしっかり恒久化できて、今まで運営されている方も毎年不安だったと思いますけれども、少しは解消されました。8%の賃上げというのも処遇という点では不完全な部分もあるかもしれませんが、一歩出たと考えていいのかと思っております。ありがとうございます。

続きまして、「長崎県における野田聖子大臣の車座対話」の報告について説明をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 それでは、資料2をご覧ください。

「長崎県における野田聖子大臣の車座対話」についてということで、これは岸田内閣で実施しております車座対話の一環として、昨年12月2日に野田大臣が長崎県を訪問して、DV対策に関して婦人相談所などの視察を行うとともに、これらの施設において現場で支援をされている方々などからお話を伺ったものでございます。

出席者は、このワーキング・グループでもヒアリングを行いましたNPO法人DV防止ながさきの中田理事長、DV加害者更生プログラム研究会の方、DV被害当事者の方、長崎県庁や配偶者暴力相談支援センターの機能を兼ねている婦人相談所の担当者、相談員の方などです。

主な意見としては、通報や保護命令の対象を精神的暴力や性的暴力にも拡大してほしいということ。

NPO法人の支援活動は、財政的に不安定であり、若い人の育成などのためにも予算の恒久化が望ましいということ。

全国でも長崎県のような避難から生活支援までを一貫して行う仕組みを整備してほしいということ。

警察や市役所などの手続は被害者の方にとって負担が大きいことから、手続の簡素化・迅速化が不可欠であること。

避難生活での子供の一時預かりや心理面での支援が重要であるということ。

10代からの暴力を予防するための教育が必要であるということ。

保護命令の発令前から各種給付の支援を受けられるようにしてほしいということ。

そうした御意見をいただいたところでございます。

これらの意見については、ワーキング・グループの最終取りまとめにも反映をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○小西座長 ありがとうございます。

続きまして、全国自治体への説明会の結果報告についても御説明をお願いいたします。

○村上男女間暴力対策課企画調整官 資料3に沿いまして御説明させていただきます。

昨年の12月7日、専門調査会におきまして中間報告をいたしまして、それを受けました翌週の12月14日に47全都道府県、あとは手挙げ方式で希望する市町村に御参加いただきました。オンラインでございますが、全体で約560アカウントの御参加をいただいたところでございます。

下にありますが、中間報告について、おおむね30分の説明の後、30分の質疑応答という形で行いまして、以下のような質問、御意見があったという形でございます。

1つ目が、男性被害者への支援についての議論はどうなっているかということ。

2つ目が、警察等による支援の具体的内容がどうなっているか。

以下、加害者プログラム見直しのスケジュール。

法律の見直しをした後に保護命令の増加の件数の見込みがどうなるのかということ。

対応が増えるであろうということを前提に、センターの体制強化を支援してほしいという御意見。

精神的暴力を加えますと、夫婦双方が申立てをすることも見込まれるけれども、その対応をどうすればいいのか。

今回の論点であります「逃げないDV」の位置づけはあくまで例外ということによいか。

見直しの外でございますが、第三者を使ったつきまといに現在の運用上困っているがどうすればいいかという御相談。

医師による診断書以外の専門家の知見をどう考えているか。

というような御質問が出たところでございます。

今回、中間報告ということで全国自治体に対して御説明いたしましたが、今後の議論の進展を踏まえまして、引き続き地方自治体に御説明させていただきながら、しっかり連携して進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、本日は親子ネットのお二方に御説明をいただきます。別室で待機していただいておりますので、しばらくお待ちください。

(親子の面会交流を実現する全国ネットワーク入室)

○小西座長 次に、親子の面会交流を実現する全国ネットワーク代表の武田様、副代表の内山様より御発表いただきます。

それでは、お願いいたします。

○親子の面会交流を実現する全国ネットワーク武田代表 ただいま御紹介いただきました、私、親子の面会交流を実現する全国ネットワーク代表の武田と申します。

本日は副代表の内山さんと2名で参加をさせていただいております。

本日、このDV防止法の改正ということで、皆様方の貴重なお時間をいただきましたこと、まずは御礼を申し上げたいと思います。

今日の資料でございますが、子供と離れて暮らす親の視点からということで、簡単ではございますが、資料をまとめさせていただきました。このお配りした資料に関しましては係争も含めた個人情報が入っておりますので、今日御参加の皆様限りということでお願いさせていただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

次のスライドをめくってください。まず、今日の内容でございます。弊会紹介に始まりまして、私どもの事例報告をさせていただきまして、課題及び我々の要望ということでまとめさせていただいてございます。

次の次、2枚めくってください。まずは弊会の御紹介でございます。私どもはDVを専門にする団体ではございません。私どもは子供と会えなくなった親、中には祖父母もいらっしゃいます。2008年に設立された別居親による当事者団体でございます。そんな立派な団体ではございませんで、運営は手弁当、全てボランティアで賄っている団体でございます。こちらに書いてございますとおり、現在会員数は600名弱でございます。最近はお母様の当事者が非常に増えておりまして、昨今では3割ぐらいがお母様ということになっております。活動内容は記載のとおりです。勉強会をやったり、いろいろな調査をやりましたり、法改正のための働きかけをしたりという活動をさせていただいてございます。

今日、追加で新聞記事も配付させていただきましたけれども、この離婚後の子の養育に関わる家族法の見直しということが、昨年3月、法制審議会の家族法制部会というところで議論が始められております。私も委員として参加して議論が進んでいるところでございます。戒能先生も今日こちらにいらっしゃると思いますが、いつも貴重な御意見をいただいております。

次のスライドをめくってください。まずは具体的な事例報告ということで、報告といたしましては、個別の事例として内山さんの事例を御報告いただくのと、今回アンケートを取っておりますので、アンケートに基づく報告、この2点の報告をさせていただければと思います。

まずは個別事例紹介、内山さんからでございます。ここからは内山さんにバトンタッチをさせていただきます。

内山さん、よろしくお願いいたします。

○親子の面会交流を実現する全国ネットワーク内山副代表 よろしくお願いたします。内山と申します。

今日は私の個別の事例なのですけれども、御紹介させていただきたいと思います。

私は千葉県に在住しておりまして、3人の子供を持つ母親です。現状も夫とは婚姻関係継続中なのですが、子供とは2017年4月以降、会うことも声を聞くこともできない状態になっています。

こちらのスライドにあるように、私と夫と子供の住まいとか、どういう状況になっているかということを書かせていただいているのですけれども、夫は現状、もともと私も住んでいた持家なのですが、そちらに不貞相手とその連れ子と住んでいて、子供たちは夫の実家で祖母、義母が面倒を見ているという状況になっております。こういった状況下でも、私が幾ら裁判所に訴えても、子供と会うことも声を聞くこともできない状態にあります。夫はこういった状況下で、子供に会いに行くのは週に2回から3回程度、恐らく仕事が終わった後に会いに行く程度なのかと思います。

次のスライドをお願いいたします。こちらに私の結婚から現在に至るまで簡単に書かせていただいたのですが、私は同居中も夫からのDV、暴力ということにずっと耐えてきたというか、どうにか子供がいるからということで我慢してきました。

こちらにもあるように、夫は結婚当初から不貞行為を働いていて、子供もできて、これから家族としてしっかりやっていきたいということで、不貞に関してもうやめてくれという話を2008年9月頃に持ちかけたのですが、そうしましたら逆上されて、手当たり次第の荷物と私と長女で一度家を追い出されたことがあります。このときは夫の同僚が間に入ってくださって何とかもう一度頑張ろうとなったのですが、その後も夫の不貞が直ることはなくて、ずっと同じような状況で過ごしてきました。

今までそういった不貞行為はあっても、目に見えるような暴力というのはなかなかしてこなかったのですが、例えば2010年10月頃なのですが、保育園のお迎えが5分遅れたことにより、それが気に入らなかつたようで、胸ぐらをつかまれて、ひどく顔がくっつくのではないかとというぐらいの距離で20~30分ぐらいどなり散らされたりということもありました。このときは私ももちろん仕事をしていたのですが、送迎は私一人で全部完璧にやれと言われていて、夫の協力が全くなかった状態です。このときも5分、たった5分遅れたということで、そういった形でどなり散らされました。

こういった精神的に言われることは多くあったのですが、その翌年、次女出産のときは、これは結構私の気持ち的にもとても悲しくもあり、つらい出来事ではあったのですが、出産時に夫が立会いをしてくれたのはよかったのですが、そのときに、次の日が早朝から仕事だから早く産めよと、分娩台に乗って陣痛の痛みを耐えているときにそういった形で責められたりもしました。

ここから私が夫ともう夫婦というか、夫に何か求めることを正直諦めてしまって、子供たちを健康に大きく育てることを目標にずっと我慢をしてやってきました。その間も女性の影はあったのですが、決定的に心を打ちひしがれたのが、2015年の7月、子供から、夫が不貞相手と子供を連れて遊びに行っているということを聞きました。このときに私は妻としても母親としても、このとき夫の家族も一緒に遊びに行ったようなのですが、家族としても私は要らない存在なのだと思います、とてもなかなか立ち直るのが難しくなりました、正直、私はもう本当に要らない人間なのだと思います。でも、夫の子供に対する姿勢が責任を持って接していないというのが明らかだったので、私がここでくじけては子供のためにならないと思って、どうにかして子供たちを健やかに健康に一人でも育てていこうと決心をしたのがこのときでした。

そこからはいろいろ証拠を集めたりということをして、17年に離婚調停を起こして、17年の1月に、夫は有責だったので、離婚したくないということで、離婚調停が不成立になりました。

しかし、その後も夫の不貞行為は変わらず、泣きながら調停で別れたくない、自分はもう私のためにこういった不貞行為だったりとか私が嫌だということをやめる、暴力だったりも含めてですけれども、やめると言ったのですが、離婚調停終了から10日もたたないぐらいでまた不貞行為を行っていることが分かりました。

次のページをお願いいたします。それがきっかけで本当にもう夫婦としてやっていくことは無理だと思ひまして、子供を連れて別居することを決意しました。しかし、その別居するというタイミングのときに、夫に長男と次女を夫の実家に連れていかれてしまいました。

この後も、次女はパパが殴る、怒る、怖いよということをお訴えてきて、私と帰りたいと言ったのですけ

れども、私のお願いも聞かず夫が次女をどこかに連れていってしまって、その日も会えず、そこからずっと会えていない状態です。

こういった状況を実は裁判所でも証拠とともに訴えたのですけれども、その際も、私は監護者指定という手続を取ったのですが、認められることがなく、今も子供たちは夫を監護者として義母が面倒を見ている状態です。

私はこの流れの際に実はDV相談にも行ってまして、ただ、DV相談に行ったときにシェルターに入ること勧められたのですけれども、子供が学校を転校したくないということで、子供優先にして、実は入ることをためらっていました。そうしているうちにこういった事態になってしまったのですけれども、支援措置という形で私の住所は分からないようにしてもらったのですが、2018年の恐らく5月頃、別居して1年たったぐらいのときに、夫が役所の相談窓口に行って、私の住所を教えろと。そのとき、その係の方のミスで夫に住所を教えてしまったのです。そのときに結構夫が強い口調で言ったのか、担当の方からはお電話が来て、職員の安全が最優先だから今後私たちが支援することはできません、もし支援が必要であれば警察へ行くようにと言われてました。子供たちの相談もそうですけれども、私に対してもこういった相談支援というのを警察に行くようにと言われて、子供と一緒にいない私はこういった支援も正直受けられないのかなと思ったりもしました。それでも子供たちが心配だったので、今も面会交流だったり、そういった手続を定期的にして、子供に会えるように努力はしています。

ただ、現状、子供に会うことができなくて、次のページをお願いいたします。現状、子供との交流というか、接点という形にはなるのかもしれないのですが、子供と月に1回、手紙を私から送って、夫から子供たちの写真が送られてくる状態です。ただ、一番上にあるのですけれども、夫から送られてくる写真は、子供が私が手作りして送っているカードをはさみで破いている写真だったりとか、中指を立てて「しね」というメモを持っている写真が送られてきたり、本当に今までそういうことをするような子たちではなかったのですけれども、そういうことをさせられて、私を精神的に追い詰めるような写真が送られてきている状態です。

私は子供のことも含めて、自分のことも含めて、いろいろな機関に相談に行きました。本当に手当たり次第です。法務省がやっている少年鑑別所の家族相談だったり、もちろん市役所、児童相談所、本当に手当たり次第、民間の施設等にも相談したのですけれども、誰も助けてくれない。何もできないと言われてしまって、もう5年弱、子供たちに会えないというつらい状況になっています。

次のページをお願いします。こういったことを体験してきて思うのが、私が本当に一番つらいのは、子供たちと会えないこと、子供たちの成長を見られないことが、今まで同居中に受けてきたどんなDVよりも本当につらいことです。先ほどちょっと言ったのですけれども、同居中に子供たちも巻き込んで不倫相手と遊びに行っていることを聞いた際には、本当に自分は要らない人間なのだと思って、この世からいなくなってしまうと思ったときもあったのです。でも、それでも子供たちの成長をこの目で見守りたいといった気持ちでそこは思いとどまりました。今も子供たちが元気に大きくなることを心の支えに頑張っているのですけれども、何よりも本当につらいのが、子供と今も引き離されて会えないことが、私が受けてきた中で一番つらい夫から受けている暴力かと思います。

次のページ、参考資料ではあるのですけれども、先ほどお話しした夫から送られてくる写真の一部です。これを見たときは、何でこんなことを子供たちにさせているのだろうということと、本当にこういった状

況下にいる子供たちをフォローできない自分も情けないですし、こういう写真をわざわざ撮って私に嫌な思いをさせようという主人の思惑というか嫌がらせが見えてくると、とてもつらいです。

ありがとうございます。申し訳ございません。

○親子の面会交流を実現する全国ネットワーク武田代表 内山さん、ありがとうございました。

では、【2】-②、めくってください。その他の母親当事者事例ということで、こういう目に遭っているお母さん、内山さんだけではございません。

次、めくってください。こちらは一昨年9月、私ども親子ネットが会員のお母様方にとったアンケートです。こういうお母様が一体なぜこうなってしまうのか、どういう経緯でこうなってしまうのか、こういう方々がどれだけいるのだということで調査したアンケート結果でございます。お見せしているスライドがサマリーでございます。

一番左、主たる監護者かそうでなかったかという問いをしています。主たる監護者だったのが9割です。

2点目、別居に至る経緯ですね。話し合いがなされたのは2割未満です。他はほとんどが連れ去りや追い出しです。下2つが見えておりませんが、「無理やり」と書いてありますのは、無理やり離婚届に判を押さされているということです。

お母さんだから親権・監護権を得られるだろうと裁判所に申し立てます。結果、親権・監護権を認められたのはわずか6%です。実数としては3名です。

その後、それでも子供との接点は何とか保ちたいということを考えて、家庭裁判所の手続に訴えます。これは面会交流調停という言い方をします。認められたのは5割です。監視つきなどというものもございます。

現在、その結果、お子さんと会えていないお母様方はどれだけいるかといいますと、55%という結果が出ております。

大体このお母さんの別居からアンケートを取った時点に至るまでの期間は平均6年、6年かけて約半数がお子さんと会うこともできない、これが私どもの会員の実態でございます。

この記者会見を取り上げていただいた記事、今日配付しましたが、東京新聞さんでこの関係の記事が取り上げられておりますので、これもまた参考までにご覧になっていただければと思います。

次のスライドに行きます。今の内山さんのケースは完全に配偶者側がDVであると私どもは確信しておりますが、これがアンケートのDVに関する設問です。あなたはDVを受けていましたかという設問です。76%の方々が受けているという回答をいたしました。内容に関しては右のグラフのとおりでございます。

このアンケート結果からも、連れ去りであるとか追い出しによってDV加害者が親権・監護者となり子供から母親を奪うケース、相当数あると私どもは考えております。これがDV防止法でどうひもとけるのかという話はございますけれども、民法改正と併せて、私どもとしてもここは何とかしていきたいと強く思っている部分でございます。

次のスライドをお願いします。そのほかの母親当事者の皆さんの事例をそれぞれまとめました。これは昨年の12月にまた別途個別にアンケートを取った結果でございます。表の見方を申し上げます。まず引き離された当初、連れ去られた、引き離された、そのときのお子さんの年齢。現在の婚姻状態。そのそれぞれの皆さんが別居になっても面会交流の取決めをしたか否か。取決めの内容、2か月に1回とか手紙だけとか、いろいろなケースがあります。それが実際に実施されているか否か。直接会える、内山さんのよう

な手紙のケースもございますが、そこは会えるにカウントしていません。直接顔を合わせて会えるということに関しましては、11名中8名の方、お子さんの顔すら見られないという方々の例でございます。この引き離しから現在に至るまで断絶期間ということでもまとめてありますが、多い方で10年以上、このような状態でございます。

また、面会できているケースもここに3例ほどありますが、例えば下からSHさんです。この方も今は毎週末一緒に過ごしておりますが、当初は2年間、会えない時期がありました。この当事者のお母さんのコメントです。ここはお嬢さんです。ママに捨てられたと思っていた、娘は長らくそう思っていた、誤解の解けない親子が多くいると思うというコメントをいただいています。

会えているケース、下から3つ目のMHさん、この方は月1回会えているのですけれども、履行されているが、毎回、夫の同席が条件です。嫌だけれども、従わないと子供に会えない、今も夫に支配されているようだというコメントが出ております。

こういった事例、個々のケース、いろいろありますけれども、こういうお母様方がいるということをぜひ皆様には御理解をいただければと思います。

次のスライドをめくってください。次は当事者が加害者として主張されたDVの内容に関してということでございます。

もう一枚めくってください。今回は特に精神的DVを保護命令の範囲に含めるという検討テーマがあると聞きまして、まずは精神的DVということで事例を取りまとめさせていただきました。これもケースはいろいろ出ておりますが、この内容は一番上に書いてありますとおり、家庭裁判所の手続、調停や審判、裁判、こういったところで主張された内容でございます。ただ、この内容に関しましては、一方当事者の説明しか私は受けておりませんし、審判、裁判の判決を見たことではございませんので、ただ、こういうことが言われているということを御理解いただくためにこの資料をまとめてございます。

同様に、表で行きますとDVとして主張された内容を書かせていただいております。裁判所ですので、それに伴う一定の証拠が提出されたか否か、どんなものが出されたかということ。精神的DVでございますので、保護命令、欄はありますが、これはありません。支援措置は後ほど若干触れさせていただきますが、結構な方が支援措置の対象となっております。これに対して、こういう離婚、別居に伴う家庭裁判所におけるDVの判断があったかなかったか、認めたか認めなかったかということ。こういった皆さんが今お子さんと会えているか否かをまとめさせていただきました。

いろいろとございますが、DV有無の判断そのものがないケース、結構ございます。

結果としてこういういろいろな係争が長引いた結果、これはお母様方と同様に、こちらの皆さんもまたお子さんと断絶されているという結果が見てとれるかと思えます。

次のページです。先ほどのケースの考察に移ります。全体でいいますと、身体的DVを主張された事例は我々のケースでは非常に少なかった。保護命令を命じられたものはゼロでございました。先ほど表でお見せした精神的DV、経済的DVと主張された内容、以下、簡単ですが、考察ということでまとめさせていただきます。

経済的DVに関しては、申告数はそんなに多くありません。この調査では特筆すべき報告はなかったと思っております。

2点目、いろいろ書いてありますが、「料理がおいしくない」であるとか、「食器の戻し方が悪い」であ

りますとか、こういった類いの主張が裁判所でなされております。こういう日常生活においての私どもから見るとすれ違いかと思っておるのですが、当事者間で解決できなくなって、結果、裁判所の法廷上でこういう争いがなされている。不和になりつつある、なってしまった、こういったコミュニケーションを補助するような仕組みなど、いよいよ必要な時代になってきているのではなかろうかと考えております。

3点目、「出ていけ」「死ね」、これは非常にひどいケースかと思えます。事実認定がきちんとなされれば、一定の制限をすべき事例だと思っております。第三者、裁判所になるのかどこになるのか分かりませんが、丁寧な事実認定をして、必要に応じた対応が必要と思っております。

最後、診断書が提出されたケースが今回4例ございました。しかしながら、前のページにも書きましたとおり、この鬱病であるとかPTSD、配偶者を原因として明確に判断されているケースはなかったと私どもは判断しております。非常に難しい問題かと思っております。精神科医がこういった病状の診断を下すことは十分可能かと思えますが、その原因がどこにあったかということに関しては簡単ではなかろうと思っております。

この関係で、ちょうど論文がありましたので、次のスライドで御紹介をさせていただいてございます。木ノ元さんという弁護士さんなのですけれども、日本精神科病院協会の顧問弁護士の方が書いた論文のことです。ここは後ほどご覧になっていただければと思います。

時間もなくなってまいりましたので、急ぎます。行政の制度運用上の課題ということですが。

次のスライドに参ります。右側のスライド、写真を貼りつけておりますが、世田谷区の家庭相談記録の現物でございます。これは記載の訴訟手続の中で出てきた証拠です。ここでいろいろ言われております。先ほど書いたとおり、46万を渡して経済的DVと言われた。これは価値観の問題かと思えます。右側の下の吹き出しのところですが。妻は子供を連れ去った後、毎週子供を連れてきたのです。それに対して相談員が言ったコメントがここに書いています。「毎週日曜日ごとに息子を父に会わせに行くのは暴力夫の呪縛から解けていない証拠」と明確に記載がなされております。

実際、妻は連れ去り当日から不貞相手と同棲をしておりました。そのための連れ去りでございます。これは裁判所でも認定済みでございます。

夫はこの相談員の方に会ったことはございません。暴力夫と決めつけられました。かつ連れ去り、引き離しを幫助したものと私どもは認識をしております。

こういった役所の相談員の方に、抗弁の機会、手続保障というのは非常に難しいことかとは思いますが、このような現場任せの運用で本当によいのだろうかということを課題として私としては感じております。

次のスライドへ参ります。住所非開示です。これは支援措置ですので今回のDV防止法とは違う観点ですが、実態として、先ほど表にもありましたとおり、一番下だけ申し上げます。DV支援措置、基本的には手続保障がない制度だと認識をしております。DV加害者ではない別居親も子供との関係が断絶され、長期化する。これは男女を問わないということだと思っております。

最後、要望をまとめさせていただきました。大きく2点です。内山さんの冒頭の事例でもございましたとおり、同意のない連れ去り、追い出しのケースもあるかと思えます。その後の長期に及ぶ子供との引き離し行為、これを精神的DVとして定義していただきたいというのが1点目でございます。これは下に書いております、御参加の先生方に申し上げるまでもないことですが、子どもの権利条約第9条にも

即しているものと考えます。

要望2です。精神的DV、先ほど申し上げたとおり、家庭裁判所では多種多様な主張がなされます。この保護命令対象ということであれば、当然一定の人権制限がかかるものと理解をしております。したがって、この要件の明確化と加害者とされたものに対する手続保障、この2点を要望として挙げさせていただきます。

最後、簡単に参考資料だけ紹介をさせていただきます。

次をめくってください。こちらは同意なき連れ去りということで、いろいろな書籍、真ん中は日弁連です。左側は週刊誌、右側は街で売られている離婚本です。真ん中の日弁連の本をご覧になっていただくのが一番分かりよいと思います。監護者の指定、要は親権争いですね。受けようとするば、まずは子供を依頼者の手元に確保することが実務家である弁護士の方の常識と明確に記載がなされております。前提としてDV、児童虐待、このような文言はございません。

参考資料、次ですね。これは福島のホームページです。見つけたので、先ほど要望1として申し上げた子供を利用した暴力ということが、福島のホームページでは明確に記載がなされております。これを今回の改正の検討の中でどう定義づけるかを含めて、先生方には御検討いただきたいと感じております。

今日、時間がないのであまり触れられませんが、次のスライドです。IPVスクリーニング、離婚という手続に関する米国の例です。米国では協議離婚という制度がなく、基本的には裁判所を介した離婚になります。その申立てをした際に、まずはDVのスクリーニングをしましょうということで制度として導入されて、かつ一定の効果を上げていますと聞き及んでおります。日本国内では、私ども弊会の元顧問でございました大正大学の青木聡先生、心理学の先生ですね。当時の資料を簡単に貼りつけておりますが、もし参考になればと思ひまして、御紹介をさせていただきます。必要に応じて御検討いただければということで御紹介をさせていただきます。

最後です。ここはもう内容は触れません。身体的DVと主張されたもの、あと、今回加害者とされたものというアンケートをくださいと言ったのですけれども、被害者というのも結構出てきましたので、まとめさせていただきました。

時間をオーバーしまして申し訳ございません。私どもからの説明は以上でございます。御清聴ありがとうございます。

○小西座長 貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。御質問がございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

柑本先生と後藤先生、そのお二人でまずは伺いたいと思います。

では、柑本先生、どうぞ。

○柑本構成員 私は内山さんに御質問させていただきたいのですけれども、本当におつらい御経験をお話しくださいますと、どうもありがとうございます。スライドの中の別居後の状況のところ、児童相談所に相談に行って精神的な虐待の疑いで調査が入ったけれども身体的な虐待はないとされるのですとか、21年の5月にも精神的な虐待と認めなかったというような記載がありますけれども、この児童虐待との関係のところをもう少しお話しいただいてもよろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○親子の面会交流を実現する全国ネットワーク内山副代表 この児童虐待のところに関して、まず1度目

は精神的虐待で私が通報という形で相談させていただきました。その理由が、別紙の参照で出しています夫から送られてきた写真を見て、専門家の先生だったりとか、先生が相談をする、教員だったりとかそういう方が相談をする児童に関する相談窓口というところに駄目もとで相談をしたときに、これは完全に精神的な子供に対しての虐待だからすぐ児童相談所に相談してくださいと言われて動いたのです。実際、調査には入っていただいたのですが、これも私が直接児童相談所から報告を受けたわけではなく、夫の裁判所の資料として出されてきたものなのですが、その中に児童相談所の調査を入れたということと、それに対しての夫のほうで児童相談所からこういった報告を受けたというところで、身体的な虐待はありませんと書かれています。私はもともと身体的な虐待はないのですけれども精神的にこういったことを子供にやらせて写真を撮ることは精神的な虐待ではないのですかと調査に入っていただいたのですが、その点は一切触れていただくことができませんでした。

2回目にまた相談に行ったときも、ちょうどタイミングとして2021年の3月に私の事例を参議院の法務委員会で取り上げていただいたことがございまして、そのときに厚労省の担当の方からこういった事例は片親疎外に当たる可能性があるよということをお答えいただいたので、それをもって児童相談所に相談に行ったら、国がそういった答弁をしていますが、実際、私たちのほうが精神的虐待と認めることはありません、もしあれだったら調査には入りますけれどもどうしますかみたいな、そういった言い方をされて、これをもって精神的虐待とは言い切れないと言われました。精神的虐待で調査に入るのも渋っている感じだったので、また子供に負担をかけたくないというところで、今、調査に入るのをためらっている状態です。

○柑本構成員 どうもありがとうございます。

この中に厚労省の方もいらっしゃるのではないかと思いますので、今の後半部分についてどうお考えでいらっしゃるのかお聞きしてもよろしいでしょうか。

○小西座長 厚労省でお答えいただければと思いますが、いかがでしょう。

○厚生労働省久保専門官 厚生労働省家庭福祉課の久保と申します。

児童相談所としては、そのような相談は実際には多少ございます。そういった場合に、現にDV等でシェルターに行かれたり、別居されたりとかということで、片親から、養育していない側からそのようなことが過去にあったということで御相談を受け付ける場合もあります。その場合につきましては、現にお子さんが適切に監護されているかということ虐待防止法に基づいて調査をいたします。ただ、その調査内容については、現に監護している者のプライバシー等があって相談者には必ずしも100%お伝えできない状況で、逆にいろいろ心配だとか、そういう声を受けながら対応している状況があります。実際にそこで養育がされているかとか、現に養育している者の中にそのような相談の意思だとか、仮に不適切な状況であれば児童相談所は監護者に対して指導するとか、そういう対応をさせていただきます。

以上でございます。

○小西座長 ありがとうございます。

柑本構成員、どうでしょうか。

○柑本構成員 これで結構です。ありがとうございます。

○小西座長 それでは、お待たせしました。後藤構成員、どうぞ。

○後藤構成員 今日はお話をありがとうございました。

私もまず内山さんに伺いたいと思うのですけれども、なかなかつらいお話をいただいて、本当にありが

とうございました。誰かに相談しようと思われるまで、かなり長い時間がかかっていらっしゃるようにもお見受けいたしました。そのときに、例えば子育てで大変だったとか、お仕事もされていたとか、いろいろな御事情があると思うのですけれども、離婚調停を申し立てるまでにこのような相談窓口であったり、こういうことを知っていたらもっと楽だったのではないかということがあればお聞かせいただきたいのと、今内山さんが置かれている状況ですと例えば弁護士等の法的支援があったほうがいいのではないかと思います。はするのですけれども、もしそれが難しいとお考えなら、どの辺が法的支援を受けるのに難しいと考えていらっしゃるのかを教えてくださいたいと思います。よろしく願いいたします。

○親子の面会交流を実現する全国ネットワーク内山副代表 お答えいたします。

私自身が相談をするまでに長い期間があったのではないかとということをおっしゃっていたのですけれども、実は一番初めに夫が不貞行為を働いたときに、夫婦の相談窓口というようなところには相談はしているのですけれども、そのときにも最終的に夫婦間でしっかり頑張ってねという話になってしまったりとか、そのほか、結構早い段階で第三者に相談をしたい、夫も一緒に2人でこういった状況なのですけれどもと解決策を見いだそうと思って相談に行こうとしたことはあったのですが、夫のお母さん、義母にそんなのは恥だからと言われて行くことがなかなかできなかったというのが一つあります。そういった経緯もあって、本当にこれはDVを受けている被害者の皆さんがどつぼにはまるようなところかと思うのですけれども、私が我慢すればいいのではないかと我慢し続けてしまっていたというところが一つあります。

もう一つの点で、法的な手続、支援が必要かということに関しては、個人ではあるのですけれども、いろいろな弁護士さんに相談に行って、どうしたらいいかということも本当に何十軒と回ったのです。でも、最終的にこういった子供と別々になっているところと言われるのは、子供がいないのだったらもう難しいよということと、一番手っ取り早いのは、取りあえず我慢して一旦家に戻って、その後また子供を連れて別居するほうがいいよと言われたのです。ただ、私的にももう精神的にかなりきつかったという部分もあったので、できれば離れたままどうにか子供たちとの関係を築いていきたいと思っていたのですが、結局、今の司法の裁判の状況では、離れて暮らす親に対して子供に会うことというのはすごく大変なことで、私のようにいろいろなこういった子供の監護をしていないよという状況を提出してもなかなか認められることがないというのを実感しました。だから、弁護士さんに対しても支援が必要とか、もう本当にそういう状態ではない。裁判所のいろいろなこういった運用を見直していただかなくてはいけないのかとは感じます。

○後藤構成員 ありがとうございます。

あそこに書かれていない様々な努力をされて、大変な思いをされたのだなということが分かりました。ありがとうございます。

武田さんに伺いたいのですけれども、例えばDVの親がいたとします。DVだと誰がどのような時点でどのように認定するかは別として、DVだという形で裁判所等が認めた場合に、そのDVの加害親であったとしても面会交流というのは行ったほうがいいのか。それとも、もちろん手続がきちんとされた上でということですが、DVの加害者だと認められれば、DVの目撃は児童虐待ですから、そうだとすると、その場合に面会交流を認めることについては、どのようにお考えなのか、お考えを伺わせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○親子の面会交流を実現する全国ネットワーク武田代表 御質問ありがとうございます。お答え申し上げます。

ます。

資料15頁にも書いてありますが、安全が担保されない面会交流、これはあり得ないというのが結論でございます。また、厚労省さんのほうでも政府のほうでも検討いただいておりますが、海外では面会交流支援機関というものが制度化、予算化されてございます。要は、危険がある場合、両親が顔を合わせなくてよい仕組みであるとか、本当に誰かが立ち会うケースであるとか、そういったものが制度としてございます。DVは私どもが進めるこういった要望に関しての本当に一番の問題だと思っています。この問題を解決していかななくてはと。例えば面会交流という御質問が出ましたが、そのためにはきちんとした支援の仕組みも含めて成り立たせていくことが必要かと思えます。

もう一つ、面会交流などに関して認める認めないというガイドラインをどこに置くかということかと思えます。子供に危害を与える、これはもう完全にあり得ないケースかと思えます。その中で、例えば申し上げた面会交流支援機関が間に入れば、または立ち会えば安全な親子の交流が実現できるケースであるとか、そういったものももう少し丁寧に区分分けをして、一定の法定化をしていく必要があろうというの見解でございます。

以上です。

○後藤構成員 ありがとうございます。

ということは、どういう親であっても子供にとっては会う機会をできる限り保障する、そういうお考えだということでしょうか。

○親子の面会交流を実現する全国ネットワーク武田代表 私はDV加害者は犯罪者だと思っております。しかしながら、犯罪者にも一定の人権があり、永遠に子どもと断絶させることで良いのか、という考えでございます。

○後藤構成員 ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

手嶋構成員からチャットでいただいているのですが、これはどうするのですか。

○事務局 こちらで読み上げさせていただきます。

○小西座長 お願いします。

○事務局 手嶋構成員からの御質問です。

お辛い経験をお話しくさしまして、ありがとうございます。

要望1についてですが、DV防止法でDVと定義される行為は保護命令の対象となり、その行為の被害者は支援制度の対象となるということになります。長期連れ去りの場合、既に別居されていると思いますが、相手方に接近禁止命令を出してもらえるようにということでしょうか。また、一時保護や自立支援等の支援制度が受けられるようにということでしょうか。

もし同意のない連れ去り後の長期引き離しそれ自体を防止したいということでしたら、DV防止法ではなく面会交流に関する規定や制度での対応が適切ではと思うのですが、いかがでしょうか。精神的暴力一般をDV防止法の中でDVであると定義しようというのはこのワーキングでも進めてきた議論ですが、長期引き離しをそこに入れるのは少し違って、DV防止法ではなく面会交流制度のほうで対応していくべきではないでしょうかという御質問をいただいております。

今、いただいた御質問を武田さんにご覧いただいておりますので、少々お待ちいただきまして、その後

にお答えいただくことにさせていただければと思います。

○親子の面会交流を実現する全国ネットワーク武田代表 御質問ありがとうございます。今、テキストも拝見をいたしました。1点目、私どものこの要望1に関しては、接近禁止命令を出していただきたいということではございません。明らかにこの引き離しが精神的DVなのか、先ほどの福島県のホームページにあったように何らかのDVに該当するということを明示する、これが要望でございます。ここを接近禁止の対象にしてどうひもとけるのかというところは、私もあまり効果が見いだせないかと思っておりますので、基本的にはまずは明確にこういった行為がDV防止法の対象となることを明示いただきたいというのが、御質問の1点目の回答になります。

2点目は、おっしゃるとおりでございます。DV防止法で担保できる部分、そもそも今、議論されております家族法制の中で、民法、民事執行法を含めて対応していく部分はあろうかと思えます。したがって、今日はどちらかという私どもの観点から申し上げた対応でございますので、これをDV防止法の中でどうひもとくかというのは、ここにいらっしゃる省庁の皆様及び先生方で議論していただいて、方向性を定めていただく形かと考えております。

以上です。回答になっておりますでしょうか。

○小西座長 ありがとうございます。

ありがとうございましたと手島構成員からいただいております。手嶋構成員はよろしいですか。何かチャットで書いてくだされば、それで大丈夫だと思います。これでいいのですね。

それでは、今の御質問に関してはお答えをいただいたというところで進めたいと思いますが、ほかにはございますでしょうか。

そうしたら、あとちょっとだけ時間があるので、最後に武田様が挙げられた例えば診断の話なのですが、けれども、むしろ御意見を伺いたいというか、最後の精神的DVと主張された事例とか、その辺りにあるものは必ずしもきちんと診断されたということもなくて、こういうケースがありますよというのはとても貴重な御指摘だと思うのですが、診断なり精神的DVの定義なりについて、例えばこうやればいいのではないとか、そういうことで御意見があれば伺いたいと思ったのですが、いかがでしょうか。

○親子の面会交流を実現する全国ネットワーク武田代表 御質問ありがとうございます。

診断書に関しては、非常に取扱いが難しきかろうと思っております。私どもが直面している、要は家庭裁判所の中でもこういった子供を介しての係争に絞って私どもが考えておりますのが、まず、最後の参考で申し上げたこのスクリーニングの活用ではないかと思っております。

これは家庭裁判所の手続の進め方のお話につながるかと思うのですが、要はこんなことをしたでしょう、していないとか、そういうことがずっと家庭裁判所の中で係争として続くケース、往々にしてあります。DVだとそんなことをやった記憶はないとか、非常に不毛な議論になっているケースも往々にしてあろうかと思っております。裁判所までたどり着いたのであれば、こういうDVの中での支配・被支配、この関係を今は心理学が発達しておりますので、私はこのスクリーニングテストの実物も拝見させていただきましたが、こういったものでまず危険度を判定する。そこからまずはひもといていくのがよいのではなかろうかと。その中で、この判定結果というのは、これでイエローランプが出たからあなたはDVというわけではなくて、こういう傾向があるということをまず判断側が認知をして、それに伴って話を聞く。その中で必要に応じて診断書が出てくる。恐らくそういう進め方のほうが、一旦葛藤が高まっている両親間でご

ございますので、円滑な話合いのコーディネーターがしやすくなるのではなからうかと思っています。

つまり、診断書やこういったそれに対する証拠はあるのかとか、証拠がないといたら証拠を医者のところへ行って書いてもらうのかとか、これは非常に不毛だなと思っておりまして、その間、両親間の葛藤が長引けば苦しむのは子供でございますので、そういう診断書の取扱いのみというよりも、どちらかという全体像を見てひもといっていく仕掛けが取れないかというのが私の意見でございます。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

そうすると、裁判所の中の評価というものをまずやりたい、やったほうが良いとお考えということですね。ありがとうございます。

ほかにございますか。

よろしければ、そろそろ時間ですので、今回はこれで質疑応答については終了したいと思います、よろしいですね。

それでは、親子の面会交流を実現する全国ネットワークからお二人来ていただきまして、本当に貴重なお話をいただきまして、改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

○親子の面会交流を実現する全国ネットワーク武田代表 お時間をいただきまして、ありがとうございました。

○親子の面会交流を実現する全国ネットワーク内山副代表 ありがとうございます。

(親子の面会交流を実現する全国ネットワーク退室)

○小西座長 それでは、今後の予定等について事務局から御連絡をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 次回の予定については、改めて日程調整の連絡をさせていただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

○小西座長 以上をもちまして第9回「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」を終了いたします。

ありがとうございます。

(以上)